

# 元気・交流200円バス

高齢者の皆さんが、日ごろの通院や買い物などの移動手段として欠かせない交通手段の一つに路線バスがあります。

市ではこの路線バスを利用し外出するなどして、元気に過ごしていただくため、市内の路線バスの運賃を一回の乗車につき上限200円とする事業を行っています。

## 対象者

能代市に住所のある65歳以上の方

## 乗車運賃

一回の乗車につき上限200円

※運賃が200円未満の場合はその額

—— 正規運賃の例（バスステーションから） ——  
 天神（竹生）280円 比八田 370円 成合 470円  
 小野沢 320円  
 大 柄 820円  
 ニツ井駅 860円

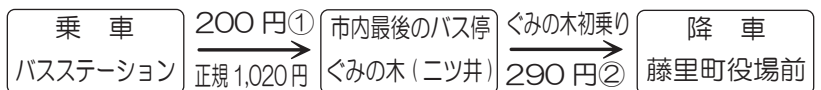
## 対象路線（区間）

秋北バスが運行している一般路線バスで、市内のバス停とバス停の区間

※市街地巡回バス「はまなす号」「向能代落合地区巡回バス」・高速バス（秋田、仙台、池袋線）は除く

乗車証申請には介護保険被保険者証（緑色）をお持ちください

## 市外へ継続して乗車する場合の運賃例



※市外からの乗車も同様の扱いです

乗車証利用の場合 490円（①+②）  
 正規運賃 1,150円

## 乗車証の使用には次のことに注意してください

- 乗車証が利用できるのは、秋北バス、秋北タクシー（大久保岱線）の路線バスです。市街地巡回バス「はまなす号」、高速バス（池袋線・仙台線・秋田線）は利用できません。
- 利用できる区間は市内のバス停とバス停の区間です。市外へ乗り継ぐ場合は別途料金が必要となります。
- 乗車証を利用した場合の運賃は一乗車につき上限が200円です。200円未満の場合は、その運賃となります。  
 障害者手帳等の運賃割引をご利用されている方も200円となります。障害者手帳等の割引運賃と比較して、安価な方をご利用になってください。
- 降車する際は乗車証を提示し運賃をお支払い下さい。乗車証は介護保険被保険者証と一緒に乗務員に提示してください。
- 乗車証を不正に利用した際は、直ちに返還していただきます。また、以後乗車証を交付しない場合があります。
- 転出したときや乗車証が不要となったときは速やかに返還してください。また、住所等が変更となった場合は届け出てください。

## 申し込み・問い合わせ

長寿いきがい課長寿社会係 電話 89-2156  
 ニツ井地域局市民福祉課福祉保健係  
 電話 73-5500